スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞

自己説明・公表確認書

団体ID　0000002641

団体名称　一般社団法人日本知的障がい者フットソフトボール連盟

法人番号　4250005008803

入力日　2026/10/13

自己説明内容

項目		対応状況
原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1)	法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(2)	法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	-
(3)	事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(4)	適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1)	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1)	役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(2)	指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1)	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(2)	国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(3)	会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1)	法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(2)	組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の規定があるか。	

原則1	-	原則2	-	原則3	-	原則4	-	原則5	-	原則6	-	原則7	-	
原則8	-	原則9	-	原則10	-	原則11	-	原則12	-	原則13	-			

SPORT GOVERNANCE WEBSITE
SPORT GOVERNANCE WEBSITE
SPORT GOVERNANCE WEBSITE
SPORT GOVERNANCE WEBSITE

JAPAN SPORT COUNCIL